

| | |
|---|--|
| 番号 | 4-① |
| 項目 | 今回の資金使途が、どのような検討過程（発意・部署含）および判断基準に基づいて決定されたのか。 |
| <p>(回答)</p> <p>当該法人においては、この間、療養病床から入院単価の高い地域包括ケア病床への転換、介護事業所等との連携による増患のための取組、医薬品費の後発化や消耗品費の削減等経営の安定化に向け経営改善に取り組んできたところです。</p> <p>しかしながら、医業収益を大きく上回る医業費用が発生し経営継続が困難な状況が一層深刻化していること、外来患者や入院患者数の減少も大きく影響し経営は非常に厳しいことに加え、経営基盤が脆弱であることから大幅な経営改善は見込めず、安定的な経営基盤を構築するためには、早期に一般病床数を現在の 50 床から 30 床へ削減するとともに病床規模に見合う組織体制に見直し、経営を安定化させる抜本的な改革を行うことが必須と判断され、本市へ緊急要望の要請が提出されました。</p> <p>本市としても大阪社会医療センターは日雇労働者を含む地域住民の医療の確保、生活安定に大きな役割を果たしてきており、あいりん地域に居住する生計困難者等に対し医療面から支援を行っており地域には欠かせない病院であることから、本市では経営再建に向けた支援策を検討、早急に補正予算を編成する必要があることからこの度の判断に至ったところです。</p> <p>基金の活用を含む補正予算の編成にあたっては、当該残余金は地域の労働者のために使うとした方針にも沿ったものであること、必要性・妥当性・公平性の観点を踏まえた予算措置を行う必要があることから、福祉局において制度設計・必要額・財源案を整理したうえで、経理・財政当局へ説明・協議を行い、副市長・市長への報告・説明を行ってまいりました。</p> <p>また、市議会に諮るため、補正予算案を令和 7 年 11 月 21 日に上程し、関係各議員や地元選出議員に対しても順次説明を行い、12 月 4 日の民生保健員会での審議を経て、12 月 11 日の本会議で可決・成立に至ったところでございます。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 4-② |
| 項目 | あいらん銀行の残預金という性格を有する資金が、社医 C の赤字補填に充当する政策的・財政的合理性について。 |
| <p>(回答)</p> <p>医療機関の経営に関しては当該病院に限らず、全国的に見ても厳しさが増しており、経営改善・改革は喫緊の課題となっていますが、一方で、行政が個別の医療機関の赤字補填を目的として、一般財源により恒常的に支援を行うことは、他の医療機関や市民負担との公平性等の観点から慎重な判断が必要です。</p> <p>本件は、運営費の赤字補填を目的とするものではなく、あいらん地域等における医療・福祉提供体制を確保するため、病床削減等の経営改革に伴い一時的に必要となる経費を支援する事業補助であり、その財源の選択にあたっては、必要性・妥当性・公平性の観点から検討を重ねた結果、市税を原資とする一般財源ではなく、社会福祉振興基金を活用することが適当であると判断し、議会の承認を得たものです。</p> <p>なお、当該基金を活用することは、地域住民の保健と福祉の増進に寄与することから、「あいらん地域で労働者のために活用する」という考え方に沿うものと認識しております。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 4-③ |
| 項目 | 当該赤字補填が、持続的かつ効果的な課題解決につながるものとして検討されたのか。また、活用内容が不明瞭であり、暫定的・対症療法的な活用にとどまるのではないかと いう不安に対する見解。 |
| <p>(回答)</p> <p>大阪社会医療センターにおいては、この間、療養病床から入院単価の高い地域包括ケア病床への転換、介護事業所等との連携による増患のための取組、医薬品費の後発化や消耗品費の削減等経営の安定化に向け経営改善に取り組んできたところです。</p> <p>しかしながら、医業収益を大きく上回る医業費用が発生し経営継続が困難な状況が一層深刻化していること、外来患者や入院患者数の減少も大きく影響し経営は非常に厳しく大幅な経営改善が見込めないことに加え、経営基盤が脆弱であることから、人口減少基調を含む地域の実情に即した経営規模の最適化を図ることで、事業経営の効率化と収支の健全化を実行するため、病床数の削減および組織体制の再構築という抜本的な経営改革を行うとされたものです。</p> <p>大阪社会医療センターは本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う本市の外郭団体であり、病院運営は法人が担い、本市はその外郭団体の自律的な運営を前提に、その適正性を監理する立場にあります。</p> <p>今回の補正予算による支援は、病床規模の見直し等の抜本改革を確実に実行し、その後は団体が自立的・継続的に安定経営へ移行するために必要となる「一時的な経費」を対象とすることを前提としています。</p> <p>福祉局としては、引き続き大阪社会医療センターが地域固有のニーズに応える医療・福祉のサービスを提供する重要な拠点施設として役割を果たすため、今後の人口動態・地域の医療需要を注視し、団体による経費削減・収入確保の取組の進捗状況をはじめ、経営改革の効果や収支状況を常に把握しながら、必要な指導や更なる経営改善策の実施を強く求めるなど、確実に経営の安定化が図られるよう適切に監理してまいります。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 4-④ |
| 項目 | 一般財源や社会福祉振興基金約6億円内での総合的活用、または他の予算措置との比較検討が行われたのか。 |
| <p>(回答)</p> <p>医療機関の経営を取り巻く環境は、当該病院に限らず全国的に厳しさが増しており、経営改善・改革は喫緊の課題となっています。</p> <p>一方で、行政が個別の医療機関の赤字補填を目的として市税を原資とする一般財源により恒常的に支援を行うことは、他の医療機関との均衡や市民負担との公平性等の観点から、慎重な判断が必要です。</p> <p>本件は、運営費の赤字補填を目的とするものではなく、あいりん地域等における医療・福祉提供体制を確保するため、病床削減等の経営改革に伴い一時的に必要となる経費を支援する事業補助です。財源の選択にあたっては、一般財源による措置の可否に加え、基金の活用、他の予算措置や活用可能な制度の有無等も含め、必要性・妥当性・公平性の観点から総合的に検討を行いました。</p> <p>その結果、本件の趣旨・目的に照らし、市税を原資とする一般財源による恒常的な支援ではなく、社会福祉振興基金を活用することが適当であると判断し、補正予算として議会の承認を得たものです。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 4-⑤ |
| 項目 | 「労働者が積み上げてきたお金」という原点認識が、今回の判断においてどのように考慮されたのか。 |
| <p>(回答)</p> <p>あいりん貯蓄組合残余金につきましては、あいりん地域及びその周辺に暮らす方々、特に日雇労働者等を含む生計困難者の生活の安定と福祉の向上に資する目的で活用されるべきものと認識しております。</p> <p>今回、社会福祉振興基金に積み立てられている当該残余金を活用する判断にあたっては、こうした認識を判断軸として、当該資金が地域の日雇労働者等を含む生計困難者の生活の安定と福祉の向上につながるか、また将来にわたり地域の生活基盤を支えるものとなるか、という観点から検討しました。その結果、あいりん地域において、現在の労働者を含め、これまで日雇労働に従事してこられた方々の高齢化等により、医療ニーズが高まる中で、大阪社会医療センターが、無料低額診療や相談支援等を通じて、地域の労働者・住民が必要な医療・福祉に繋がるための重要な役割を担ってきたことを踏まえ、引き続き、あいりん地域の医療提供体制の確保・維持するための抜本的改革を実行することが不可欠であると判断いたしました。</p> <p>今後も、同センターが必要かつ確実に医療を提供し、地域住民の保健と福祉の増進に寄与できるよう、改革の進捗と効果を適切に把握し、必要な指導・監理を行ってまいります。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 4-⑥ |
| 項目 | 西成特区構想における各種会議における議論や位置づけ、および有識者提言との整合性をどのように整理しているのか（西成区とも十分協議されたのか）。 |
| <p>(回答)</p> <p>当該残余金について、あいりん地域及びその周辺に暮らす方々、とりわけ日雇労働者等を含む生計困難者の生活の安定と福祉の向上に資するよう活用すべきものと認識しております。</p> <p>今回、本市が大阪社会医療センターの経営改革を支援するために基金を活用することとしたのは、同センターが無料低額診療や相談支援等を通じて、地域の労働者・住民が必要な医療・福祉につながり、生活の安定を図るうえで重要な役割を担ってきたことを踏まえ、医療提供体制を維持しつつ持続可能な運営へ移行させることが不可欠であると判断したためです。これは、当該残余金を「あいりん地域で労働者のために活用する」という趣旨に沿うものであると考えております。</p> <p>補正予算の編成過程では、市関係部局への説明や、議会への議案上程・審議に向けた手続を短期間で進める必要があったことに加え、社会福祉法人の人事・給与等の機微な内部情報を含み得ることから、法人の権利利益を害するおそれのある情報の取扱いにも配慮する必要があるなど一定の制約があるため、議案上程前の段階で、地域の皆さまに対して個別に説明や意見聴取を行うことは困難であると判断いたしました。</p> <p>また、当該基金を活用については、社会福祉振興基金の所管部局である福祉局において、制度設計・必要額・財源案を整理したうえで、地域の医療を確保するために補正予算の編成を行ったところです。</p> <p>当該残余金の使途につきましては、地域のニーズ・ご意見を伺いながら、今後も引き続き福祉局において慎重に検討してまいります。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 4-⑦ |
| 項目 | 西成特区構想においてボトムアップを基本姿勢として掲げている中で、本件について、地域との十分な協議や共有が行われないまま、このような決定に至った理由について説明を求めます。 |
| <p>(回答)</p> <p>当該残余金について、あいりん地域及びその周辺に暮らす方々、とりわけ日雇労働者等を含む生計困難者の生活の安定と福祉の向上に資するよう活用すべきものと認識しております。</p> <p>今回、本市が大阪社会医療センターの経営改革を支援するために基金を活用することとしたのは、同センターが無料低額診療や相談支援等を通じて、地域の労働者・住民が必要な医療・福祉につながり、生活の安定を図るうえで重要な役割を担ってきたことを踏まえ、医療提供体制を維持しつつ持続可能な運営へ移行させることが不可欠であると判断したためです。これは、当該残余金を「あいりん地域で労働者のために活用する」という趣旨に沿うものと考えております。</p> <p>また、補正予算の編成過程では、市関係部局への説明や、議会への議案上程・審議に向けた手続を短期間で進める必要があったことに加え、社会福祉法人の人事・給与等の機微な内部情報を含み得ることから、法人の権利利益を害するおそれのある情報の取扱いにも配慮する必要があるなど一定の制約があるため、議案上程前の段階で、地域の皆さまに対して個別に説明や意見聴取を行うことは困難であったことから、事前にお話しすることができませんでした。</p> <p>今後の残余金の使途につきましては、地域の町会・団体等との忌憚のない意見交換の場として、各地域連合振興町会、(仮称)萩之茶屋まちづくり拡大会議、あいりんシェルター運営委員会、釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会等の会合がございますが、それらの場を通じて、地域のニーズ・ご意見を伺いながら、福祉局において慎重に検討してまいります。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 5-① |
| 項目 | <p>残預金由来資金の使途決定プロセスの公開と説明の場の設定</p> |
| <p>(回答)</p> <p>残余金由来資金の使途決定プロセスについては、当該要望書4-①の(回答)のとおりです。</p> <p>また、その内容については、令和7年12月12日および令和8年1月9日の萩之茶屋地域まちづくり拡大会議でご説明させていただきましたところです。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、関係者のみなさまにしっかりと理解が得られますよう、引き続き丁寧な説明を尽くしてまいりたいと思います。</p> | |
| 担当 | <p>福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924</p> |

| | |
|---|---|
| 番号 | 5-② |
| 項目 | 残存資金および今回充当額相当分を、将来的な補填も含め、あいりん地域のまちづくりおよび労働者支援に資する目的基金として位置付けること |
| <p>(回答)</p> <p>当該残余金は社会福祉振興基金に積み立てておりますが、あいりん地域で労働者のために活用する趣旨の資金として、他の寄附金等とは区別して管理しております。</p> <p>今後の活用については、地域のニーズ・ご意見を伺いながら、引き続き福祉局において慎重に検討してまいります。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 5-③、5-④ |
| 項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該基金の設計・活用・運用に関する検討の場を、西成特区構想に基づく既存会議体に設置すること ・福祉局は、西成特区構想の医療施設検討会議事務局であったように、今後も特区関連の会議（就労福祉健康専門部会等）に事務局として参加すること |
| <p>(回答)</p> <p>西成特区構想の医療施設検討会議は、「あいりん総合センター」が耐震基準を満たしていないことが判明し、解体が決定されたことに伴い、大阪社会医療センターの今後のあり方について具体化を図ることを目的として、あいりん地域まちづくり会議内に設置されたものです。同検討会議では地域を交えた意見交換を行い、「引き続き、あいりん地域に大阪社会医療センターが必要である」との結論のもと、建替えが進められました。これにより、同検討会議は所期の役割を終えております。</p> <p>このため、現在、地域の皆さまと大阪社会医療センターの今後のあり方について意見交換を行う、医療センターに特化した会議体はございません。</p> <p>また、病院運営に特化した会議体ではありませんが、地域の町会や団体等と忌憚のない意見交換を行う場として、各地域連合振興町会、(仮称) 萩之茶屋まちづくり拡大会議、あいりんシェルター運営委員会、釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会等の会合があるものと認識しております。</p> <p>西成特区構想関連の会議（就労福祉専門部会等）につきましては、引き続き、事務局である西成区と十分に連携のうえ、参加してまいります。</p> | |
| 担当 | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924 |